

## 指宿広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(平成5年指宿広域市町村圏組合条例第11号)

改正 平成12年指宿広域市町村圏組合条例第4号  
平成25年指宿広域市町村圏組合条例第2号  
令和元年指宿広域市町村圏組合条例第3号  
令和5年指宿広域市町村圏組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 懲戒処分としての戒告，減給，停職又は免職の処分は，その旨及び事由を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は，1日以上6月以下の期間において，その発令の日に受ける給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては指宿広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年指宿広域市町村圏組合条例第2号）第2条の規定により準用する指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年指宿市条例第23号）第8条に規定する報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において，その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは，当該額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は1日以上6月以下とする。

- 2 停職者はその職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年指宿広域市町村圏組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月25日指宿広域市町村圏組合条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月13日指宿広域市町村圏組合条例第2号）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。